

政経研究時報

No. 23-1 (2020. 8)

公益財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

<http://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail:office@seikeiken.or.jp

【目次】

2020年度第1回公開研究会 報告者：金子勝

主催者挨拶	齊藤壽彦 ... 1
新型コロナウイルス対策から考える日本の構造改革	澁谷朋樹 ... 2
政経時評	
竹信三恵子氏の問いかけ	原富 悟 ... 6
論考	
新型コロナウイルス感染拡大と医療機関経営 ——第2波に備えて財政支援を——	小磯 明 ... 8
現代経済研究室研究会	
中央銀行デジタル通貨(CBDC)と民間デジタル通貨(libra)をめぐる	建部正義 ...12
北田芳治さんの逝去を悼む	小宮昌平 ...14
研究所の動向(2020年1月～2020年7月)15

2020年度第1回公開研究会 コロナ危機下における世界と日本 ——政治経済のゆくえ—— 金子 勝

(かねこ・まさる 立教大学大学院特任教授、慶應義塾大学名誉教授)

主催者挨拶

齊藤壽彦

(公益財団法人政治経済研究所理事)

政治経済研究所は、1946年に財団法人として設立され、2011年からは公益財団法人になっております。本研究所は、自由な民間研究所として、政治・経済・社会といった様々な分野の研究・社会への情報発信をしています。本研究所は、学術雑誌『政経研究』の刊行

や公開研究会の開催などを行っており、特に、今日の社会の未解明の問題の根源的な解明に挑戦しています。

今回の公開研究会では、金子勝先生をお招きし、「コロナ危機下における世界と日本」と題して、非常に社会で大きな問題になっているものを取り上げます。

金子先生は、皆さんご承知の通り、著名な先生でございます。慶應義塾大学名誉教授、立教大学大学院特任教授をされており、財政の問題でも社会に幅広く発信されています。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

新型コロナウイルス対策から考える日本の構造改革

澁谷 朋樹

(しぶや・ともき 公益財団法人政治経済研究所研究員)

はじめに

2020年8月現在、年明けからは想像がつかないくらい、日常は大きく変化している。本来であれば、東京オリンピック・パラリンピックで盛り上がりを見せていたであろう日本は、経済と健康の狭間で揺れている。もちろん、それは日本だけではなく、世界各国で新型コロナウイルスの拡散という現実を目の前に、日常が変化していかざるを得ない状況となっている。こうした現状をどのように捉えたらいいのか、出口のない迷路の中に放り込まれた感覚に襲われている人も多いのではないだろうか。

そのような情勢の下、2020年7月27日に2020年度第1回公開研究会が開催され、金子勝氏により「コロナ危機下における世界と日本：政治経済のゆくえ」が報告された。

本稿では、まず金子報告の概要を紹介する。次に、国と地方の関係性から日本をみていく。そして最後に、今後の見通しを簡単ではあるが考えていくものである。

I 日本経済が衰退していく要因

平成の約30年間は、バブル崩壊やリーマンショックなどによる経済の停滞にとどまらず、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの自然災害の影響もあり、日本社会は厳しい舵取りを迫られた。平成を「失われた30年」と金子勝が主張するように、停滞ないし衰退の時代であったといえよう(金子 2019: 18)。

その流れは、令和の時代に入っても変わらないようにみえ、今回の新型コロナウイルスによる経済への負の影響は深刻さを増している。では、なぜ日本経済の衰退はとまらない

のであろうか。

金子報告では、その理由を政府の危機対応能力の低さにあるとしている。過去を振り返ると、不良債権処理や原発事故でもみられる傾向である。今回の新型コロナウイルスをめぐる対応も、政府の危機管理能力の低さが根本的な問題としてあるという。2020年2月3日に横浜港に寄港したクルーズ船への初期対応、依然として進まないPCR検査実施数の増加への体制強化などが挙げられるだろう。

また、今回の新型コロナウイルス対策の中で、ポピュリズム的な政治が行われていることに危機感を抱いている。アメリカ、イギリス、ブラジルなどは、大衆迎合的な政治を行い、結果的に新型コロナウイルスの感染拡大を抑えられていない。

日本においても、その傾向はみられる。バラマキをすればよいと考えている政府の姿勢は、膨大な予備費にもあらわれているだろう。今年度の補正予算も合わせた予備費は、10兆円を超える規模になっている¹。財政民主主義の観点からいえば、これは問題視されることである。国民が用途を知らされないまま、税金の無駄遣いが行われる可能性も十分に考えられよう。

欧州の各国で附加価値税の減税が実施されており、日本でも消費税の減税についての議論が上がっている。しかし、消費税の減税分の社会保障や福祉をどうするのか、代替可能な財源はあるのかという議論が足りていないことを報告では疑問視している。

では、今回の新型コロナウイルスへの対策を含めて、日本経済を後退させる要因となっているのは何であろうか。金子報告では、政府が問題の本質を把握し、理解しないことを要因として挙げている。PCR検査の拡充なしに実施されるGoToトラベルキャンペーン

や新しい生活様式、アベノマスクの配布などは、政府が問題の本質を理解していない証左であるという。

また、こうしたことが起きるのは、官民におけるリーダーたちの経営責任と監督責任が曖昧にされてきた結果でもある。それは、戦後からの「無責任の体系」の帰結であるという(金子 2019: 38-39)。今こそ、日本経済を行き詰まらせている社会体質やリーダーシップのあり方を見つめ直し、日本の社会を再構成していかなければならないだろう。

II 3つの経済政策

金子報告では、新型コロナウイルスに対する経済政策として3つ挙げられている。

1つ目は、新型コロナウイルス対策こそが、最大の経済対策になるということである。現在は、「経済で生きていけなくなるか、新型コロナ対策で生きていけなくなるか」の究極のジレンマに陥っている状態である。この解消が何よりも政府に求められている。そのためには、政府が市中感染を認めて、大規模な検査が必要となるとしている。全員検査に対する批判もあるが、自民党が3月末に提言した事業規模60兆円、国の財政支出20兆円規模の経済対策との効果と比較しても優位になるという。これ以上の休業補償などが困難となる中で、国民に安心を提供することが重要であろう。政府が危機に対する解決の先延ばしをすることが厳禁であるのは、前節で述べたとおりである。

2つ目は、「地域分散・ネットワーク型システム」への転換である。20世紀型の重化学工業を軸とした「集中・メインフレーム型システム²」から移行するには、ニーズが素早く反映され効率化されることが必須なため、情報通信技術が必要不可欠である(金子: 204)。現在のデジタル産業の中心は米中であるが³、分散型社会に移行した上で、さらにジャパン・スタンダードを生み出していく必要性も説いている。

3つ目は、格差社会の是正である。新型コ

ロナウイルスは、もはや許容ができない格差社会を明確にさせたという。非正規雇用の労働者数は拡大してきた。今回の経済低迷の影響を受けて、倒産や解雇が増加している。セーフティネットの再構築も必要となってくる。そこで、先に述べた「地域分散・ネットワーク型システム」を推進していくことにより、新たな産業構造と社会システムに変化していくことも可能となる。

このように、金子報告では3つの経済政策が提示された。2020年8月24日現在、日本国内の感染者は62,507例、死亡者は1,181人となった⁴。経済活動と新型コロナ対策の両立が求められるが、日本経済は非常に困難な状況にあるといえる。現実を見据えた上で、時代の転換をふまえた対応を行っていく必要があるだろう。

さて、ここまで新型コロナウイルス対策について主に巨視的な視点からみてきた。次節以降は、微視的な視点からも少しく検討を行いたい。

III 国と地方と

今回の新型コロナウイルスをめぐる一連の動きの中では、都道府県知事をはじめとした各地方自治体の首長の存在がクローズアップされている。その流れの中で、地方自治の重要性への意識も高まりをみせている。

ところが、今回の新型コロナウイルス対策では、多くの地方自治体は国からの指示待ちをしていたようにみえる。また、その姿勢は地域住民も同様にあったのではないだろうか。

もちろん、独自の対策を行っている地方自治体はある。例えば、観光業が盛んな北海道ニセコ町では、「未来への投資」として、事業継続と雇用維持のために、町独自の経済支援策を実施している⁵。その一方で、様々な制約から地域独自の政策を十分に打ち出せない地方自治体の存在も明らかになっている。

ちなみに、日本国憲法にも、地方自治法にも、「地方自治体」という言葉はない⁶。どちらも「地方公共団体」という言葉のみが記さ

れている。しかしながら、日本では 1960 年代から「地方自治」を尊重する思いから、現在でも「地方自治体」が広く一般的に使用されるようになってきている。

「地方自治」の重要性は、かつてより認識されている。例えば、アレクシ・ド・トクヴィル(Alexis de Tocqueville)は、「地域自治の制度が自由にとってもつ意味は、学問における小学校のそれに当たる(トクヴィル/松本訳 2015: 97)」としている。また、ジェームス・ブライス(James Bryce)は、「地方自治は民主政治の最良の學校、その成功の最良の保證人なり(ブライス/松山訳 1929: 160)」と述べている。日本においても、1877 年に福沢諭吉が『分権論』において、国権を「政権(government)」と「治権(administration)」に分けて、前者は国が担い、後者は地方政府が担うべきとしている(福澤 1877: 58)。治権とは、各地域の特色に応じた政策を実施し、住民の厚生の実ををはかることであるという。

では、「地方自治」とは何かについて確認しよう。構成する要素は、「住民自治」と「団体自治」の 2 つがある。前者は「地方団体が、それに利害関係をもっている事柄を処理するについて、中央政府その他の権威の支配、干渉をうけないで、地方団体自体の責任において、独立、自由に行いうること(井藤 1971: 52-53)」で、主に地方自治体と国家の関係に焦点が当てられる。後者は「地方団体の事務がその住民の自由意志と責任によって決定され、処理されるということ(前書: 53)」で、こちらは地方自治体と住民の関係に焦点が当てられる。この 2 つの要素は、地方自治の本質的特性となるものである。

IV 日本における地方分権と地域のあり方

長年にわたって地方分権が望まれているのではあるが、その実現には至っていないといえる。このような時期であるからこそ、国と地方の関係性、および地方自治体のあり方について再考しなければならないのではないだろうか。

日本においては、「戦前は官治的¹地方自治、戦後は民主的²地方自治」と捉える向きがある。しかし、佐藤進は、このように戦前を「官治的¹地方自治」と表現するのは矛盾をはらんでいると指摘する(佐藤 1985: 12)。なぜならば、より細かな時期ごとに状況は揺れ動きながら地方自治は発展しているという認識から、「財政的基盤に関する限り、未熟な中央集権主義と素朴な地方自治の裏付けのうえに成立していた(前書: 15)」と主張している。

日本の地方自治の実態は必ずしも戦前・戦後で二分して捉えられるものではないのかもしれない。そうした側面からいえば、戦後における地方自治および地方分権に対する見方も変化してくるのではないだろうか。

今回の新型コロナウイルスへの対策をめぐり、地方自治の重要性に注目が集まっているのは前節で述べたとおりである。地方自治が必要な理由としては、「地域住民に身近な問題はその地域の団体がもっとも良く処理できる(佐藤・林 1994: 3)」ことが挙げられる。しかし現実には、地方自治体が行うための権限および財源が不十分であるといわざるを得ない。

1995 年からは、地方分権一括法を始めとした「平成の地方分権」が行われた。地方分権を推進する上では、地方税源の充実と国庫補助負担金および地方交付税の改革が重要となる。2003 年から始まった「三位一体の改革」は、(1)国から地方への税源移譲、(2)国庫補助負担金の整理・縮減、(3)地方交付税の見直しを行った。しかし、約 3 兆円の税源移譲が実現したが、国庫補助負担金と地方交付税はそれ以上に削減されたため、結局は地方に危機感が募る結果に終わったのである。

財政的な側面からいえば、地方分権の動きは停滞しているようにみえる。地方自治体の自主財源である地方税が占める割合は、いまだに低水準である。それは、「三割自治」と呼ばれる所以となっている。

その一方で、地方の自主財源の拡大をすると、地域間格差の拡大が同時に起こりうる。その場合、例えば、再分配機能を果たしてい

る地方交付税のあり方について、さらなる議論が必要となってくるであろう。

また、人口減少時代を迎える中で、地方自治体の役割やガバナンスの仕組みが問われてくると考える。

おわりに

ここまで、日本における新型コロナウイルスへの対策とその課題、そして浮かび上がってきた地方分権のさらなる推進の必要性について述べてきた。戦後からこれまでの日本社会の中で続いてきた根深い問題が、今回の新型コロナウイルス対策をめぐる動きで顕在化してきたと考えられる。

今回の新型コロナウイルス対策からみえてくることは、日本は大きな転換を迫られているということである。それは社会構造や産業構造の変革、地方自治体のあり方の再考など、挙げればきりががない。しかし、長い時間をかけてでも遂行しなければならないものであることは疑いの余地がない。このままでは、バブル崩壊から始まった「失われた 10 年」と呼ばれた日本経済の後退が、このままでは「失われた 40 年」になる可能性も否定できない。

今を生きる我々が次世代の子どもたちに残すものが、衰退しきってしまった日本であってはならない。目先の利益にこだわるのではなく、未来をどうするのかを一番に考える必要がある。確かに、これまで山積してきた様々な問題を解決するのは容易なことではない。しかしながら、来たる「アフター・コロナ」の時代に向けて、社会全体でその解決に向けた継続的な働きかけをすることが求められているのではないのか。

注

- 1) 憲法第 83 条では「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない」としている。しかし、予備費は国会による事前承認なしに、内閣が具体的な用途を決められる。
- 2) 重化学工業や原子力・火力発電事業に代表される

「大規模化による効率化とコスト削減を通じて大量生産・大量流通・大量販売をもたらし、これを通じて経済成長を実現する(金子・武本 2014: 85)」経済システムのことである。

- 3) 詳細は、澁谷 2019 を参照のこと。
- 4) 厚生労働省ウェブサイト参照した。
- 5) 詳細は、北海道ニセコ町ウェブサイト参照のこと。
- 6) 日本国憲法第 93 条で「地方自治の本旨」と明記されているが、内容が明確ではない。そのため、様々な解釈論がある。宮本憲一は、『充実した地方自治』が、日本国憲法のもとめる『地方自治の本旨』(宮本 2016: 20)としている。

参考文献

- 井藤半彌『地方財政学総論』千倉書房、1971年。
- 金子勝・武本俊彦『儲かる農業論：エネルギー兼業農家のすすめ』集英社、2014年。
- 金子勝『平成経済 衰退の本質』岩波書店、2019年。
- 厚生労働省ウェブサイト「国内の発生状況など」(2020年8月25日最終閲覧)
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunaino_hasseijoukyou.html#h2_1
- 佐藤進『地方財政総論』税務経理協会、1985年。
- 佐藤進・林健久編『地方財政読本(第4版)』東洋経済新報社、1994年。
- 澁谷朋樹「米中覇権争いと新たな世界秩序：近年の米中貿易摩擦を中心として」『政経研究時報』第22巻第1号、2019年、3～7頁。
- トクヴィル／松本礼二訳『アメリカのデモクラシー 第一巻(上)』岩波書店、2015年。
- 福澤諭吉『分権論』福澤諭吉蔵版、1877年。
- ブライス／松山武訳『近代民主政治 第一巻』岩波書店、1929年。
- 北海道ニセコ町ウェブサイト「ニセコ町新型コロナウイルス緊急対策(経済支援策)について」(2020年8月25日最終閲覧)
<https://www.town.niseko.lg.jp/information/2871/>
- 宮本憲一『[増補版]日本の地方自治 その歴史と未来』自治体研究社、2016年。

政経時評

竹信三恵子氏の問いかけ

原富 悟

(はらとみ・さとる 公益財団法人政治経済研究所理事)

I 労働戦線再編からの30年

竹信三恵子氏は、「働き方改革」について、「マスメディアではプラスイメージで語られ続け、労働側からの批判も総体に弱い」、その実像は「働き手の権利を基軸にしたルールから、グローバル企業の利益に軸足を置いた「企業ファースト」のルールへの「原則転換」ともいうべきもの」で、このような「働き手の人間らしい生活の保障」から「企業の効率に最適の働く機械づくり」への転換は、「働き手を追い詰めていく。そうした事態をどう乗り越えるかが、いま、問われている」と指摘する(2019年12月16日、政治経済研究所・公開研究会。『政経研究時報』No.22-3参照)。

労働側からの批判が弱いという指摘は、人生の多くの時間を労働組合運動の現場で過ごした私の胸に痛くひびく。

1989年11月、日本の労働組合の中央組織(ナショナルセンター)は、連合(日本労働組合総連合会)と全労連(全国労働組合総連合)の2つに再編された。これに帰着する労働戦線再編の本格的な動きは1980年に始まっている。その前段には、33%という春闘史上最高の賃上げ率を記録した1974年春闘の直後、当時の日経連(日本経営者団体連盟)が「大幅賃上げの行方検討委員会」を設置して以降、財界あげての春闘対策と連動して、4つに分立していたナショナルセンターを穩健路線で「統一」していこうとする動きがあった。1989年の再編では、組織人員700万人を擁する「連合」が発足し、そこから排除され、あるいは対抗した勢力が140万人の「全

労連」を結成し、労働組合運動は新たな時代を迎えた。

その後の30年間の労働組合運動を、あるメディアは「(新しい)ナショナルセンターの発足で始まった平成の30年は労組にとって衰退の歴史でもある」と評した(日経新聞2018年9月25日付)。日本の労働組合の組織人員は、1974年に1,246万人(推定組織率33.9%)、ナショナルセンター再編時の1989年は1,223万人(同25.9%)、そして再編後30年を経た2019年には、1,002万人(同16.7%)である。雇用者数、なかでも非正規雇用の増加のもとで、労働組合員数は減少し組織率を低下させた。労働組合の闘争力の一つの指標となる争議件数(争議行為を伴う労働争議の件数)を見ると、1974年・9,581件、1989年・1,433件、2018年・58件と激減している。こうした状況を見ると、竹信氏が「労働側からの批判も総体に弱い」という指摘もうなずける。

II 労働組合の職場活動の形骸化

労働組合の組織率の低下や闘争力の衰退については様々な要因があるが、その一つに、組織としての「組合」と職場の組合員との対話が希薄になっているとの指摘がある。

連合総研(連合総合生活開発研究所)による調査(「労働組合の基礎的な活動実態に関する調査研究報告」2016年、連合傘下の2,241組合のアンケート集計)では、「労働時間や賃金の組合による把握」に関して、組合員一人ひとりの賃金額を「把握している」54.8%、「把握していない」44.4%、「把握していない」場合の把握の方法は「経営側からの資料

提供」75.7%、「組合員に調査」26.0%となっており、賃金実態を組合が独自に調査している組合は14.2%に過ぎない。時間外労働については、組合員一人ひとりの時間外労働を「把握している」53.2%、「把握していない」45.7%、把握の方法について、「経営側からの資料提供」90.9%、「組合員に調査」12.3%で、時間外労働の実態を組合が直接把握している組合は6.5%に過ぎない。ここには、賃金や労働時間という基本的な労働条件について、組合員から生の声を聞き、経営側に問題を提起し、団体交渉によって改善を図るという労働組合の活動の原点を見失った労働組合の姿を見ることができる。大企業を中心に労働組合の多数派を形成し、労働組合としての社会的影響力を「代表」する連合傘下の職場で、このような事態が生じている。こうした状況がいつそう広がるのであれば、労働組合運動は衰退の一途をたどらざるを得ないだろう。

III 労働組合運動の再構築

全労連は、2020年7月の第30回大会で女性議長を選出して注目を集めた。ナショナルセンターのトップに女性が就任するのは日本の労働運動史上初めてのことである。事務局長には地方労連(都道府県労連)出身の活動家が就任した。運動方針では、組織拡大と全国一律最低賃金制の確立を重点課題とし、未組織労働者や非正規労働者を視野に入れた運動展開をめざすとした。

2008年の「派遣村」のとりくみを契機に「反貧困ネットワーク」の運動が広がった。その後、「エキタス」などの若者のグループが最低賃金の引き上げの運動を展開し、最低賃金引き上げの世論形成に一役かった。これらは既存の労働組合組織の外で生まれ、労働組合の関係者が支えるかたちで市民運動と労働組合の連携がつくられた。憲法改正や原発などをめぐる社会運動も高揚し、労働組合の運動領域も広がってきている。

こうした中で、労働組合運動のあり方につ

いて、さまざまな議論が行われている。連合は、2019年10月の第16回大会で、2035年の社会を展望した運動と政策の羅針盤としての「連合ビジョン」を確認し、今後の「運動論」を提示している。他方、労働総研(労働運動総合研究所)による「21世紀労働組合の研究プロジェクト報告」(2010年1月、季刊『労働総研クォーターリー』No.76・77)、「労働戦線再編30年と戦後労働運動を考える」(2019年12月、季刊『労働総研クォーターリー』No.115)など、労働組合運動の再構築をめざす議論も行われ、私自身もいくつかの視点から論考を提示している*。これらの、労働組合内外のさまざまな努力、とりわけ職場や地域から新たな活動家を生み出す努力が、竹信氏の「どう乗り越えるか」の問いかけにこたえようとしている。

* 拙稿「労働組合文化の改革・創造への課題」(『労働総研クォーターリー』No.76・77)「新しい時代の地域運動、その到達と課題」(同前)、「地域に根を張る労働組合運動の構築をめざして——埼労連の30年を振り返る」(同No.115)など。

『政経研究時報』No.22-4 (2020年4月発行)

訃報：渡辺新業務執行理事の急逝について

緊急特集：《新型コロナウイルス》と日本社会

西尾静子「ウイルス感染症基礎知識」

望月穂貴「新型インフルエンザ等対策特別措置法の『緊急事態宣言』の問題点」

国吉昌晴「新型コロナウイルス感染拡大と中小企業への影響——中小企業家同友会の対応を中心に」

政経時評

中川雄一郎「私の協同組合研究変遷」

論考

小野塚春吉「福島原発事故被災者への補償制度：『20mSv/年』から『1mSv/年』への政策転換——日本版チェルノブイリ法の制定」

現代経済研究室研究会

合田寛『中国の世界戦略の基本理念』——奥村皓一氏の報告を聞いて」

定例研究会

北村浩「地域コミュニティと社会的連帯経済」

研究所の動向(2019年10月～2019年12月)

渡辺新氏の主な業績

論考

新型コロナウイルス感染拡大と医療機関経営

——第2波に備えて財政支援を——

小磯 明

(こいそ・あきら 公益財団法人政治経済研究所研究員)

I 問題の所在

患者を受け入れる医療機関は、感染症用の専用病床を常に確保しておく必要があるが、空き病床は減収となり経営が悪化する。このため国は6月12日に成立した第2次補正予算で、緊急包括支援交付金の医療分として1兆6,279億円を確保した。重点医療機関への支援制度を創設し、医療分の総額の約3割にあたる計4,758億円を計上した。1床当たり1日最大約30万円の空床確保料を補助する。

しかし、医療機関への交付時期は不透明である。読売新聞が7月末時点で行った調査では、「未定」「見通せない」が25都道府県に上った。そして「8月以降」10県、「9月以降」11府県、「10月以降」1県であった。厚生労働省は都道府県が早ければ8月下旬から交付を始めるとの見通しを示していた。私が7月下旬に訪問した首都圏の病院の管理者も、「現在のところ交付時期は未定」と答えていた。マスクの多くは、感染症患者受入病院の経営には興味を示すが、感染症患者未受入病院と診療所への影響については、関心が薄いようである。

そこで本稿では、字数の制限を考慮して、医療政策上最も懸念される「医療崩壊を防ぐために、医療機関への早急な財政支援の必要性」について述べることにする。そのために、まず医療機関の経営状況を確認する。

II 病院の経営状況

5月27日、日本病院会、全日本病院協会、

日本医療法人協会の3病院団体は、「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況緊急調査(最終報告)」(以下、「3病院団体調査」という)を公表した。調査期間は5月7日～21日であり、3団体に加盟する全病院(4,332病院)を対象としてメールで調査表を配布した。回答数は1,317病院(有効回答数1,307病院、有効回答率30.2%)であった¹。

「新型コロナウイルス感染症への対応状況」をみると、新型コロナウイルス感染症患者入院受入をしたかどうかの質問に対し、「受け入れた」と回答した病院は28.5%であり、「未受入」の回答は71.5%であった。「一時的病棟閉鎖あり」は14.7%であり、「なし」は85.1%であった。なお、「帰国者接触者外来の設置状況」は、設置は31.1%、未設置は71.5%であった。

注目すべきは、「コロナ患者受入状況における経営指標の比較」である。「有効回答全病院(n=1,203)」の「医業収入」について、2019年4月と2020年4月を比較すると、-10.5%である。内訳をみると、入院診療収入は-9.2%、外来診療収入は-11.1%、その他医業収入は-21.5%である。「コロナ患者入院未受入病院(n=864)」「コロナ患者入院受入病院(n=339)」と「一時的病棟閉鎖病院(n=180)」の医業収入をみると、2019年対比でそれぞれ-7.7%、-12.4%、-14.3%であり、「コロナ患者入院受入病院」より「一時的病棟閉鎖病院」の方が医業収入の落ち込みがやや大きく、「コロナ患者入院未受入病院」でもマイナスとなっている。

医業利益と医業利益率をみても、①有効回答全病院、②コロナ患者入院未受入病院、③

コロナ患者入院受入病院、そして④一時的病棟閉鎖病院を2019年と2020年を順にみると、①では7,147千円(1.5%)から-36,976千円(-8.6%)、②では5,319千円(2.0%)から-13,749千円(-5.5%)、③では11,807千円(1.2%)から-96,172千円(-10.8%)、④では3,906千円(0.4%)から-115,571千円(-14.4%)であり、③コロナ患者入院受入病院と④一時的病棟閉鎖病院の医業利益は、1億円弱から1億1千万円超の赤字である。②コロナ患者入院未受入病院でも1千4百万円弱の赤字である。通常時における病院の医業利益率は-2.7%、医療法人では2.8%(2019年医療経済実態調査報告)であるから、コロナ患者の入院受入をしていない病院であっても、経営が悪化している。

ちなみに医業費用もマイナスであるが、内訳として医薬品費と診療材料費は基本的にマイナスだが(一部プラスあり)、給与費については順に①1.3%、②1.2%、③1.3%、④2.0%とプラスである。(尚、①～④は筆者が便宜上付けたものである。以下、同様。)

もうひとつ、全国公私病院連盟が7月27日に公表した「新型コロナウイルス感染症に関する病院経営影響度緊急調査集計結果」(以下、「全国公私病院連盟調査」という)を簡単にみてみよう。この調査は、新型コロナウイルス感染症がもたらす病院経営への影響度を把握することを目的として、全国公私病院連盟に加盟する7団体の会員の病院(1,481病院)に対し、2020年6月15日～30日を調査期間として実施したもので、有効回答病院数は743病院(有効回答率50.2%)であった。先述した3病院団体調査では4年度の2019年度との差を見たが、全国公私病院連盟調査は5年度の経営状況を知ることが出来る。

医業利益と医業利益率をみると、①総数(n=617)の2019年と2020年の4月は818千円(0.1%)から-51,182千円(-9.8%)へ、5月は9,892千円(1.7%)から-54,110千円(-11.3%)へ赤字になっている。以下同様に、②新型コロナウイルス感染症患者入院未受入病院(n=300)、③新型コロナウイルス感染症

患者入院受入病院(n=256)、④一時的病棟閉鎖病院(n=184)を2019年と2020年を順にみると、②は、4月は1,561千円(0.5%)から-15,701千円(-5.5%)へ、5月は2,651千円(0.9%)から-21,528千円(-8.3%)へ赤字となった。③は、4月は-2,760千円(-0.3%)から-97,297千円(-12.1%)へ、5月は14,228千円(1.6%)から-99,660千円(-13.6%)となり、4月は赤字が増加し5月は赤字となった。④は、4月は8,731千円(1.0%)から-85,308千円(-10.9%)へ、5月は20,043千円(2.3%)から-100,777千円(-14.3%)へ赤字となった。

③コロナ患者入院受入病院と④一時的病棟閉鎖病院の5年度の医業利益は1億円前後の赤字である。②コロナ患者入院未受入病院でも5年度は2千百万円超の赤字であった。そして①～④まで、2020年5月度は4月度より赤字額が増加していることが特徴である。

Ⅲ 診療所の経営状況

6月9日に、日本医師会は「新型コロナウイルス感染症対応下での医業経営状況等アンケート調査(2020年3～4月分)」(以下、「医師会調査」という)を公表した。本調査は、新型コロナウイルス感染症拡大期における医療機関経営の状況を把握するため、2019年および2020年3月、4月の保険診療の状況を調査したものである。5月7日に都道府県医師会に文書で、各都道府県10～20医療機関の回答を収集するように依頼した。したがって、全国一律の抽出率によるものではない。この点ではデータの代表性の問題を考慮しなければならないが、参考値として検討する。回答は6月5日まで受けつけた。病院120施設、診療所533施設、計655施設から回答があった。ここでは、特に診療所を中心にみてみよう。

診療所診療科別では、内科(n=286)の5割弱(47.9%)および耳鼻咽喉科(n=43)の4割弱(37.2%)で「新型コロナウイルス感染症疑い患者受診あり」、内科の44.8%および耳鼻咽喉科の34.9%で「PCR検査が必要と判断した患者

あり」であった。小児科(n=61)では、「疑い患者受診あり」は約3割(31.1%)であったが、「PCR検査が必要と判断した患者あり」は2割弱(18.0%)であった。

入院外総件数・総日数・総点数をみると、診療所(有床+無床)(n=499)の3月の入院外総件数は-10.7%、4月は-16.9%である。入院外総日数では、3月は-12.5%、4月は-20.6%である。そして入院外総点数では、3月は-10.2%、4月は-17.0%である。2020年4月は、診療所の入院外総件数が前年同月比で約17%減少し、入院外総日数で2割減少し、入院外総点数で17.0%減少したこととなる。

診療科別では、耳鼻咽喉科(n=39)、小児科(n=58)で2020年4月の入院外総点数が前年同月比に比べて-36.6%と-39.2%となった。3月のそれは-25.0%と-24.5%であったので、それぞれ11.6ポイントと14.7ポイントマイナスが増加したことになる。

新型コロナウイルス感染症疑い患者の受診有無別入院外総点数を2019年と2020年でみると、3月は「あり」(n=181)が-9.6%で「なし」(n=318)は-10.6%であり、4月は「あり」が-17.9%で「なし」は-15.7%であり、入院外総点数の前年同月比に「あり」と「なし」の差は小さく、新型コロナウイルス感染症疑い患者の受診がない診療所でも、総点数が大幅に低下したことが明らかになった。

診療所の9割以上で、2020年4月の入院外総点数が前年同月に比べて低下し、さらに約4割(41.3%)では20%超50%未満低下した。ちなみに3月では18.8%であったので、20%超減少した診療所は22.5ポイント増加したことになる。診療科別では、耳鼻咽喉科(n=39)、小児科(n=58)で2020年4月の総点数前年同月比が大幅に減少したところが見られた。

診療所(n=478)の初診料算定回数を2019年と2020年でみると、3月の-29.1%から4月の-40.0%まで10.9ポイントマイナスが増加した。同様に、診療所の再診料等算定回数をみると、3月の-8.0%から4月の-14.0%まで

6ポイントマイナスが増加した。一方では、電話等再診算定回数は、3月の97.0%から4月は530.7%まで、433.7ポイント増加した。そして、診療所(n=533)の長期処方患者数をみると、「増えた」(大幅に増えた、やや増えた)は昨年同期比の79.4%であった(5月実施調査。「現状について昨年同期と比較してお答えください」という質問)。

診療所の経営への影響については、無床診療所の例が示されている。2020年4月の保険収入対前年同月比をもとにその他の収入も同様に变化したとして計算しており、固定費は変わらないものとしている。結果、医業利益は「4月単月で100万円の赤字になるほどの影響があった」。内科、小児科、外科についての計算では、それぞれ順に60万円、221万円、185万円の赤字が試算され、「院長給与を含む固定費削減などの対応がまったなしの状況であり、現実に大胆な経費削減が断行されているものと推測される(その結果、計算上の赤字幅はやや圧縮されている可能性もある)」と医師会では推察している。

IV まとめ

3病院団体調査は、2020年4月に診療報酬改定があったこと、有効回答率が3割であることなど種々の要素を考慮しなければならないが、2020年4月は、対前年同月と比べて医業利益が大きく減少したことがわかる。全国公私病院連盟調査からは、4月だけでなく5月においても対前年同月と比べて医業利益が大きく減少したことがわかる。そして、4月より5月の方が経営悪化したという調査結果であった。

特に新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れた病院では、診療報酬上の様々な配慮はあったものの、経営悪化は深刻であった。また、病棟閉鎖せざるをえなかった病院の経営悪化傾向は顕著であった。同時に、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れていない病院においても、その状況は悪化の一途を辿っており、地域医療体制を守る病院の

経営は深刻な状況にある。

診療所経営をめぐってはどうか。医師会調査によると、2020年4月の入院外総点数は、前年に比べて大幅に減少し、同年3月と比べてもさらに減少幅が増大した。前年同月比で初診料3割以上、再診料1割以上が減少した。

そして、入院外総点数の減少は、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ如何にかかわらず、総件数が減少していることから、受診控えが理由と考えられる。小児科や耳鼻咽喉科などは、小児の受診抑制の影響と見られる。

さらに、長期処方、電話等再診が拡大しており、新型コロナウイルス感染症が一定の収束をしたあとも受診が戻らないことが懸念されている。このまま地域住民の医療機関へのアクセスが疎遠になり、健康が脅かされることのないよう、適切な受診勧奨も必要と思われる。

日本医師会調査は、緊急に入院外保険診療

の動向を調査したものであり、経営への影響を見るには限界がある。しかし無床診療所の例でみたように、固定費削減などへの対応は厳しい中であっても現実に大胆な経費削減が行われていると推測される。今後、十分な手当てがなされなければ、経営の維持が危ぶまれる状況である。

このままでは、新型コロナウイルス感染症の次の波が来る前に、医療機関が経営破綻しかねない。医療崩壊を防ぐために、政府は、病院と診療所への財政支援を急ぐべきである。

注

1) 本稿執筆後の8月6日、3病院団体は、同調査の2020年度第1四半期の結果報告を公表した。4月に続き5月・6月もコロナ感染症患者受け入れ、及び、受け入れ準備病院での赤字が8割を占めた。すでに支援策として重症・中等症患者等への診療報酬での特例的対応などが行われているが、依然として厳しい病院の経営状況が明らかとなった。

2020年度第2回公開研究会のご案内

テーマ 「コロナ危機が日本社会と医療・介護・社会保障に与える影響」

報告者 二木立氏（前日本福祉大学学長、同名誉教授）

日時 2020年9月28日(月) 14時00分～15時30分

場所 Zoomによるオンライン開催

申込先 当法人HPの専用申込フォームよりお申し込みください

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により予定を変更する場合がございます。

※ ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

(公財)政治経済研究所事務局

Tel 03-5683-3325

E-mail office@seikeiken.or.jp

HP <http://www.seikeiken.or.jp/>

現代経済研究室研究会
中央銀行デジタル通貨(CBDC)と
民間デジタル通貨(libra)をめぐって

建部 正義

(たてべ・まさよし 公益財団法人政治経済研究所主任研究員)

I 問題の限定

2020年1月に、世界の中央銀行が連携して、中央銀行が発行するデジタル通貨(CBDC, Central Bank Digital Currency)にかんする調査・研究組織を立ち上げたことが、話題を呼んだ。

組織名は、「CBDCの活用可能性を評価するためのグループ」。参加するのは、日本銀行のほか、欧州中央銀行(ECB)、イングランド銀行、スウェーデンのリクスバンク、スイス国民銀行、カナダ銀行の計6行、これに、国際決済銀行(BIS)も加わる。米連邦準備制度理事会(FRB)や中国人民銀行は参加していない。テーマは、民間の決済サービスにたいする優位性、付利の当否、サイバー攻撃への防御策など。年内にも報告書を取りまとめる予定であり、中央銀行デジタル通貨を発行するかどうかは、各中央銀行の判断に委ねられる。

この時期に世界の中央銀行による調査・研究組織が立ち上げられた背景には、フェイスブックによる民間デジタル通貨としてのリブラや、中国人民銀行によるデジタル人民元の発行計画が潜んでいることに疑問の余地はない。

本報告は、日本銀行によるデジタル円にたいする研究の動向とそれが含む問題点を整理するとともに、あわせて、中央銀行デジタル通貨としての人民元や民間デジタル通貨としてのリブラの発行計画とそれらが含む問題点を整理することを目的としている。

II 「日本銀行はデジタル円を発行すべきか」

日本銀行のCBDCにたいする立場は、近い将来の発行計画はないが、調査・研究は進めるといふものである。

雨宮正佳副総裁のこの間の一連の講演のなかで一貫しているのは、たとえCBDCが発行されるようになったとしても、中央銀行と商業銀行からなる通貨供給の二層構造が崩れることはない、否、崩すべきではないという主張である。二層構造とは、中央銀行は、現金と中央銀行預金からなる中銀マネーを一元的に供給し、民間銀行は、この中銀マネーを核とする信用創造を通じて、預金通貨を供給する仕組みのことを指す。

ここで、「民間銀行は、この中銀マネーを核とする信用創造を通じて、預金通貨を供給する」、とあるように、じつは、雨宮副総裁の主張には、中央銀行預金の供給が商業銀行の信用創造の前提となるというマネタリスト的な誤った見解、あるいは、現金の供給が商業銀行の信用創造の前提となるという誤った見解が混入している。しかし、それにもかかわらず、たとえCBDCが発行されるようになったとしても、中央銀行と商業銀行からなる通貨供給の二層構造が崩れることはない、否、崩すべきではないという雨宮副総裁の主張じたいは、正当なそれとして評価することができる。

そして、この主張は、たとえCBDCが発行されるようになったとしても、金融政策の有効性が損なわれる恐れはないというもう一つの主張につながる。というのは、雨宮副総裁の説明とはここでも異なるが、正しく理解

されるかぎり、金融政策とは金利操作をつうじて、商業銀行の信用創造活動に働きかける政策だからである。

問題をこのように整理するならば、仮に日本銀行がデジタル円を発行するとした場合に、同行が守るべき原則を次のように整理することができるであろう。

第一に、日本銀行は、企業や家計に向けてデジタル円を直接に発行するべきではない。そうなると、企業や家計は、商業銀行にではなく、日本銀行に口座を保有することになる。つまり、企業や家計の資金の動きがすべて日本銀行に筒抜けになるというわけである。

第二に、日本銀行は、商業銀行に企業や家計にたいするデジタル円建ての貸出を認めるべきである。そうなれば、企業や家計は、デジタル円建ての預金の振替をつうじて相互間の決済を行うことができる。また、日本銀行は、金利操作をつうじて商業銀行のデジタル円建ての貸出活動＝信用創造活動をコントロールすることにより、金融政策を引き続き遂行することが可能である。

第三に、日本銀行は、商業銀行にたいして、デジタル円建ての準備預金を供給することになる。

第四に、デジタル円を現金として使用したい家計や個人は、預金を解約してスマートフォンなどの電子的機器にデジタル円を取り込み、それを支払手段として利用することになる。

第五に、デジタル円を発行したからといって、日本銀行は、日銀券の発行を中止するべきではない。高齢者を中心に、電子的機器を使いこなせない人びとが残るからである。

しかも、以上は、日本銀行にとどまらず、世界の中央銀行がデジタル通貨を発行する場合の原則ともなりうるものである。

III リブラは夢の通貨にとどまるか

リブラ協会が、2019年6月にリブラの目的と仕組みを説明したホワイトペーパーを発表した際には、世界の通貨当局から一斉に批

判が浴びせられた。たとえば、黒田東彦日本銀行総裁は、講演「決済のイノベーションと中央銀行の役割 — ステープルコインが投げかけた問題 —」のなかで、「グローバルステーブルコインが普及すれば、金融システムや金融政策の波及効果にも影響を及ぼす可能性が考えられます」、との懸念を表明した。

おそらく、通貨当局によるこうした懸念に答えるためであろう。リブラ協会は、2020年4月にホワイトペーパーの第二版を発表するにいった。

第二版は、第一版からの変更を以下の4点に整理する。

第一に、米ドル、ユーロ、英ポンド、シンガポール・ドル等の複数通貨から価値が構成されるリブラと並んで、新たに、これらの単一通貨に価値が連動するリブラを発行する。つまり、たとえばアメリカでは、既存のドルと1対1で対応するリブラ・ドルを決済手段として利用することとし、対応する単一通貨が存在しない国では、上記の複数通貨から構成されるリブラを決済手段として利用することとする。

第二に、リブラ協会と利用者のあいだに立ってリブラの取引を仲介する認定再販業者等にたいする監督を強化し、マネーロンダリング(資金洗浄)やテロ資金の移動を防止する。

第三に、通貨当局の許可なしにリブラを発行することはない。

第四に、協会がリブラと交換に受け取る各国の法定通貨は、銀行預金や政府短期証券といった安全資産で運用されるが、新たに自己資本という安全網を加える。

このうち、とりわけ注目されるのが、「通貨当局の許可なしにリブラを発行することはない」、という三番目の措置である。ホワイトペーパーの第一版では、通貨当局の許可なしにリブラを発行することが予定されていた。しかし、ここで示されたような方針転換だけで、各国の通貨当局が一転してリブラの発行計画にたいして許可を与えることになるなど、およそ想像するべくもない。というのは、黒田総裁の講演のなかで触れられているように、

各国の通貨当局によるリブラにたいする懸念は、根本的には、「金融システムや金融政策の波及効果にも影響を及ぼす可能性」に根ざしているからである。この懸念が正当なものであるか否かという問題は別として、ホワイトペーパーの第二版は、この懸念に答えるものとはなっていない。しかも、この懸念は、G7でもそれどころかG20でも共有されていたものである。

報告者は、ホワイトペーパーの第二版の発表とともに、G7およびG20内でのリブラの発行計画は、事実上、潰れたと判断している。まさに、「夢の終わり」といったところではなからうか。

IV デジタル人民元は ドルに代わる国際通貨になりうるか

デジタル人民元を問題にする場合、「リブラへの対抗」・「米中通貨覇権競争」という文脈のなかに位置づけられることが多いようである。例えば木内登英『リブラ——世界を震撼させるデジタル革命——』には、「リブラに対抗して中国が中銀デジタル通貨を発行へ」、「リブラは米中通貨覇権競争の引き金に」、といった見出しが躍っている。

しかし、雨宮副総裁は、講演「中銀デジタ

ル通貨と決済システム」のなかで、「これまで公表された内容によりますと、中国人民銀行によるCBDCは、流通現金の代替を明確な目的にしています」、と説明する。

はたして、どちらが正しいのであろうか。

報告者は、次のように考える。そもそも、国際金融の世界は、コンピュータ・ネットワークからなる、すでにデジタル化された世界なのである。したがって、この世界は、人民元がデジタル化されたからといって、事態が根本的に変化するような性格のそれではない。「米中通貨覇権競争」の帰趨は、むしろ、人民元の「管理された交換性」を「伝統的な完全な自由交換性」にいかに近づけるか、そのスピードに懸っている、と。

じっさい、木内氏じしん、『リブラ』のなかで、「人民元は他通貨との交換性が高くないという流動性の問題を背景に、国外の借り手側の間では、人民元建て借り入れへの関心は依然として低いようだ」、「中国が主導する一帯一路構想には、人民元の国際化推進という目的も含まれていると見られるが、一帯一路国でのインフラ投資でさえも、現状では、中国からの融資は圧倒的にドル建てが多い」、と指摘しているほどである。

もはや、いずれが正しいか、一目瞭然である。

北田芳治さんの逝去を悼む

小宮 昌平

(こみや・しょうへい 公益財団法人政治経済研究所主任研究員)

当研究所元理事長で現相談役の北田芳治さんが逝去された。2018年9月から体調を崩し、入退院を繰り返し、2020年5月11日に死去。生年月日は1926年5月21日だから、94歳になる直前であった。

1964年から研究所の理事、常務理事を経て、1982年から理事長を務めた。常務理事としては若い常勤研究員数人による委託調査

事業をおこない、また当時の「オーバードクター」たちが自発的に集まった研究会を指導し、成果を出版した。現在の代表理事の相田利雄氏や理事の齊藤壽彦氏はそのときのメンバーである。

北田さんと研究所の関係は、もっとはるか以前にさかのぼる。

戦後、大倉経専(現東京経済大学)と東京商

科大学(現一橋大学)に学んだ北田さんは、卒業後、財閥解体後の三井物産の後継会社三信貿易につとめていた。そしてそこを1年足らずで退職し、政治経済研究所の研究者となった。1952年から58年まで、研究所のいろいろな出版物に健筆を振るっている。1958年から東経大の教員を定年までつとめ、1975年から約10年間には日本学術会議会員も務めた。政治経済研究所の研究者としての北田さんの歴史は1952年から始まっていた。

北田さんの業績、研究所との関係などについて詳しく述べるのは別の機会にすることとし、さしあたり次の二つの本について記しておく。

一つは著書『日本の貿易』(新日本新書、1972年)である。雑誌「経済」の連載をまとめたもので、日本の貿易の「国際収支の天井」がなくなった後、そしてニクソンによる

「金・ドル交換停止」がおこなわれた時期にまとめられた。その後、レーガノミクス、ブラザ合意によるドル高是正と続く。ニクソンの「法と秩序」は、今の米トランプ大統領が引き継いでいる。

もう一つはアンガス・マディソン『世界経済史概観』(岩波書店、2015年)。この翻訳の完成を引き受けていた小谷崇さん(主任研究員)が途中で亡くなってしまった。そこで北田さんに無理をお願いした。北田さんは世界史、日本史の史実にも造詣が深く、マディソンのミスを見つけて訂正していただくこともできた。娘さんによればこの仕事は身体的にも大変だったようで、高齢の北田さんに大いに苦勞をかけたことを知った。幸いなことに、7,400円という高い本なのに、今四刷りまでいっている。

研究所の動向 (2020年1月～2020年7月)

理事会・評議員会

- 1月25日 2019年度第9回理事会
埼玉県ふじみ野市の研究所所有地の処分について／公開研究会について／研究員推薦について／映像関連の委託契約書案について／業務執行報告について／その他
- 2月28日 2019年度第10回理事会
2020年3月定期提出書類について／理事の選任について／研究員採用について／センター契約関連について／センターリニューアル工事について／諸規則・規則について／業務執行報告について／新型コロナウイルス影響・対策について／その他
- 3月19日 2019年度第11回理事会
就業規則について／センター建物工事について／センター提出運営委員候補の選任について／その他
- 3月19日 2020年3月定時評議員会
評議員会会長の選任について／2020年3月提起提出書類について／理事の選任について／その他
- 4月24日 2020年度第1回理事会
業務執行理事の選任／事務局長代行の選任／受託契約の解約について／科研費担当理事の選任／研究委員会委員長交代
- 5月29日 2020年度第2回理事会
評議員会の開催について／2020年度6月定期提出書類について／監事監査について／業務執行報告について／2020年度研究費配分について／ガイドラインについて／覚書について
- 6月19日 2020年度第3回理事会
公開研究会詳細確定と準備状況／奨励賞選考委員会長の選任
- 6月19日 2020年6月定時評議員会

評議員会会長の選任について／2019年度財務諸表の承認について／監査報告書について／その他

- 7月31日 2020年度第4回理事会
研究費配分について／短期・常勤勤務者就業規則ならびに給与規定など諸規則について／研究所3階会議室窓改修について／研究費配分後、研究期間内に完了しないケースについて

委員会等

- 1月14日 2019年度第3回編集委員会
1月16日 2019年度第7回研究委員会
1月27日 2019年度第10回運営委員会
2月2日 2019年度第7回リニューアル小委員会
2月17日 2019年度第11回運営委員会
2月20日 2019年度第8回研究委員会
3月1日 2019年度第8回リニューアル小委員会
3月19日 2019年度第9回研究委員会
3月24日 2019年度第4回編集委員会
3月26日 2019年度第12回運営委員会
4月17日 2020年度第1回研究委員会
4月27日 2020年度第1回運営委員会
5月18日 2020年度第2回研究委員会
5月25日 2020年度第2回運営委員会
6月8日 2020年度第3回運営委員会
6月22日 2020年度第3回研究委員会
6月22日 研究者倫理教育講習会
6月29日 2020年度第4回運営委員会
7月14日 2020年度第1回編集委員会
7月20日 2020年度第4回研究委員会

研究会・研究室

- 1月16日 2019年度第2回定例研究会 北村浩「地域コミュニティと社会的連帯経済」
 2月7日 現代経済研究室研究会 奥村皓一「中国の世界戦略の基本理念」
 6月22日 現代経済研究室研究会 建部正義「リブラと中央銀行デジタル通貨」
 7月27日 2020年度第1回公開研究会 金子勝「コロナ危機下における世界と日本：政治経済のゆくえ」

刊行物

- 1月 合田寛「デジタルIT企業と国際課税ルール」『経済』第292号。
 4月 公益財団法人政治経済研究所研究委員会編『政経研究時報』第22巻第4号。
 4月 岩見良太郎「東京一極集中を加速した都市再生の20年」『経済』第295号。
 4月 吉田裕「随想：東京大空襲・戦災資料センター」『経済』第295号。
 5月 鶴田満彦「21世紀に生きる古典 マルクス『資本論』」『経済』第296号。
 5月 原富悟「働くこと、生きることと労働組合」『学習の友』2020年5月号。
 5月 小磯明『公害病認定高齢者とコンビナート：倉敷市水島の環境再生』御茶の水書房。
 6月 公益財団法人政治経済研究所『政経研究』編集委員会編『政経研究』第114号。
 6月 建部正義「価値論なき貨幣理論」『経済』第297号。
 6月 鶴田満彦「書評：大谷禎之介・前畑憲子編『マルクスの恐慌論』」『経済』第297号。
 7月 奥村皓一『米中「新冷戦」と経済覇権』新日本出版社。

学会報告・講演等

- 1月27日 原富悟「社会保障拡充を求める住民の活動」議員の学校・社会保障講座(多摩住民自治研究所)
 2月5日 原富悟「希望ある明日のために：地域における共同の力」春日部地域総行動
 2月16日 原富悟「賃金・社会保障と地域春闘」川口中央地域総行動
 2月26日 原富悟「希望ある未来を拓く地域の共同：年金・賃金、暮らしと憲法」戸田地域総行動
 7月4日 吉田裕「東京裁判を検証する：裁かれたもの、裁かれなかったもの」日中友好神奈川県婦人連絡会
 7月11日 吉田裕「東京大空襲を語り継ぐ：東京大空襲・戦災資料センターのリニューアルにあたって」東京土建一般労働組合

東京大空襲・戦災資料センターの取組

- 1月13日 リニューアル新展示説明会
 6月20日 リニューアルオープン

研究所関連の報道

- 2月2日 朝日新聞「歴史学者・吉田教授、一橋大で最終講義『戦争への怒り』研究原点」
 2月2日 毎日新聞「吉田裕・特任教授 一橋大で最終講義軍事史専攻の経緯振り返る」
 2月8日 毎日新聞「戦争の記憶 伝え続ける 東京大空襲から75年」
 2月14日 週刊金曜日「日本近代史の第一人者・吉田裕教授が一橋大で最終講義」
 2月18日 読売新聞「大空襲風化防止へ力」

- 2月28日 週刊金曜日「特集 東京大空襲75年 保証されない被災者、公立資料館の不在」
 3月3日 東京新聞「東京大空襲 75年 ずさん『防空実験』の実相」
 3月3日 東京新聞「米軍は緻密 焼夷弾 32万発 10万人犠牲に」
 3月4日 東京新聞「東京大空襲 忘れない」
 3月6日 東京新聞「東京大空襲関連行事中止」
 3月7日 毎日新聞「文学逍遥 75年前の悲劇を想像すれば」
 3月8日 しんぶん赤旗「大空襲75年 被害者補償一銭もなし」
 3月9日 読売新聞「惨禍の記憶継ぐ あす東京大空襲75年」
 3月9日 The New York Times「The Man Who Won't Let the World Forget the Firebombing of Tokyo」
 3月9日 CNN「東京大空襲から75年、知られざる『史上最悪の空爆』生存者が語る」
 3月9日 The Japan Times「OPINION The March 1945 firebombing of Tokyo and the immorality of war」
 3月10日 埼玉新聞「東京大空襲若い世代に 資料館刷新へ」
 3月10日 埼玉新聞「東京大空襲75年 民間犠牲者今も補償なく」
 3月10日 東京新聞「聖火の街 戦火の記憶東京大空襲75年『戦争はだめ』思い胸に 今夏、聖火ランナー」
 3月10日 日本経済新聞「東京大空襲から75年都内の資料館展示一新へ」
 3月10日 日本記者クラブ会報「平和のバトン次世代に」
 3月11日 毎日新聞「記者の目 空襲と震災 理不尽な死に接して 教訓受け継げるだろうか」
 3月11日 東京新聞「忘却の波にあらがう」
 3月31日 毎日新聞「『焼夷弾の雨』体験伝える江東・戦災資料センターで講話」
 5月8日 東京新聞「聖火の街 戦火の記憶 東京大空襲75年 現代つ子に伝わる博物館へ」
 5月20～22日 しんぶん赤旗「危機の経済 識者は語る：合田寛」
 6月19日 産経新聞「米軍計画にはなかった神宮空襲 明治神宮物語」
 6月20日 読売新聞「大空襲若者へ継ぐ 資料センター展示大幅刷新」
 6月20日 朝日新聞「『戦災資料センター』きょう再オープン 大空襲語り手減り展示刷新」
 6月20日 時事通信「コロナが問う、戦災伝承『自粛は戦時中のよう』——東京大空襲の資料館」
 6月20日 東京新聞「東京大空襲資料館が刷新」
 6月20日 NHK「首都圏ニュース センターリニューアルオープン」
 6月22日 朝日新聞「東京大空襲語り継ぐ 作家の早乙女さん講演」
 7月2日 日本経済新聞「疾病の日本史 旧日本軍の失策」
 7月9日 北海道新聞「追悼の場 見つめ直して 低調な戦争責任の議論」
 7月15日 産経新聞「東京大空襲・戦災資料センターがリニューアル 『記憶の継承』への挑戦」
 7月19日 毎日新聞「時代の風 戦争のリアルを知る」
 7月26日 毎日新聞「森健の現代をみる ゲスト吉田裕：戦争体験や記憶 どのように継承すべきか」
 7月30日 NHK「クローズアップ現代：吉田裕出演」